

新型コロナウイルス感染拡大防止対策

～沖縄本島及び県外に渡航した場合の出勤・登園の判断基準～

◎判断基準の対象者：

公立保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園・こっこーま）の施設職員及び通所する乳幼児

○判断基準の準用を推奨する施設及び事業所：

私立保育施設（保育園・認定こども園等）、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター

適用期間：令和2年7月30日から新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを必要とする当分の間

渡航歴の確認

本人が沖縄本島・県外に渡航した

Yes

本人:7日間
出勤(登園)停止

- ・健康観察^{※2}
(朝の体温と症状記録)
- ・所属長へ報告(毎日)

健康観察期間中又は終了時

No

家族の渡航歴(いづれかに該当する)
 本人と同居する家族が沖縄本島・県外に渡航した
 別居する家族が沖縄本島・県外から帰島後に同居

Yes

発熱等^{※1}
なし

本人

同居家族

発熱等^{※1}
あり

同居家族

本人

No

出勤・登園可能

ただし家族及び本人 14日間 経過観察

- ・健康観察^{※2}(朝の体温^{※3}と症状の記録)
- ・所属長へ報告(毎日)

健康観察期間中又は終了時

発熱等^{※1}
なし

出勤・登園

出勤・登園可能

ただし その後7日間 経過観察

- ・健康観察^{※1}(朝の体温^{※3}と症状の記録)
- ・所属長へ報告(毎日)

本人及び家族
朝の検温により
発熱等^{※1}を確認
・
症状継続又は悪化

出勤(登園)停止

早急に感染防止の
対応をとる

症状の確認

- ※1 発熱等 : 発熱や呼吸器症状、倦怠感、味覚・嗅覚異常
- ※2 健康観察 : 本人及び家族を対象とする
- ※3 体温測定 : 出勤・登園前に体温計測